

訓練等支援給付金の概要

別添

次の①又は②のいずれかに該当する場合に助成。

① 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者等に職業訓練を受けさせる場合

〔受給できる額〕 ※ 訓練経費及び賃金に係るものに限る。

対象事業主	対象経費等	OFF-JT 訓練(教育訓練機関等で実施される座学等)の経費・賃金	OJT訓練(事業所で実施する実習)の経費・賃金
その雇用する労働者に職業訓練を受けさせる中小企業主		【助成率】1/3	—
その雇用する非正規労働者に職業訓練を受けさせる企業主		【助成率】1/2 (大企業1/3)	—
新たに雇い入れた労働者等にジョブ・カード制度に係る訓練を受けさせる事業主 ※右の助成のほか以下の助成がある。 ・キャリア・コンサルティングを受けさせた場合 外部機関に委託した場合 委託費等の1/2 企業内にキャリアコンを配置した場合 15万円 キャリアコン実施期間中の賃金 1/2(大企業1/3) ・ジョブ・カード制度による職業能力評価を行った場合 1人につき 4,880円 ・雇用型訓練を初めて導入した場合 20万円(初回・中小企業のみ)		【助成率】 4/5 (大企業2/3)	【助成率(賃金のみ)】 4/5 (大企業2/3)
		【OFF-JT実施助成】 800円/1時間当 (中小企業のみ)	【OJT実施助成】 800円/1時間当 (大企業600円)

② 事業内職業能力開発計画等を策定し、その雇用する労働者の申出により、教育訓練等を受けるために必要な経費の負担又は職業能力開発休暇の付与を行った場合、また、始業・終業時間の変更等又は長期職業能力開発休暇の付与を行った場合

〔受給できる額〕

- i 自発的職業能力開発経費の1/3 (中小企業1/2)
また、中小企業に限り、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- ii 職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の1/3 (中小企業1/2)
また、制度導入時に15万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- iii 始業・終業時間の変更、勤務時間の短縮又は時間外労働の制限を行った場合の訓練経費及び賃金(勤務時間短縮のみ)の1/3 (中小企業1/2)
また、制度導入時に30万円、利用者一人当たり5万円を別途支給。
- iv 長期職業能力開発休暇期間中の訓練経費及び賃金の1/3 (中小企業1/2)
また、制度導入時に30万円、(代替要員の確保措置がある場合、60万円)、利用者一人当たり10万円を別途支給。